

大阪市監査委員 坂 井 良 和  
同 福 田 賢 治  
同 高 橋 敏 朗  
同 高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 19 年 10 月 23 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、現在の社団法人大阪市人権協会（以下「協会」という。）との間で、委託期間を平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 3 月 31 日までとする、市有地における駐車場等に関する管理委託契約などを締結した。それ以降現在に至るまで、おおむね同様の内容の管理委託契約等が自動更新されている。

前記契約等に基づいて協会が管理運営している駐車場等は、確認しただけでも 50 数ヶ所にも上るが、協会は、上記契約書での管理運営による収益が費用を超えることとなった場合にその 3 分の 2 を市に納入する旨の規定に反し、納入を怠り続けている。

平成 14 年度から 18 年度までの売上高は約 4 億 4000 万円から約 4 億 8000 万円台までで推移し、大きな変化がないが、市への納付金の推移をみると、14 年度から 16 年度までは約 5500 万円から約 5900 万円で推移しているのに、17 年度では 8000 万円に急増し、18 年度では 1 億 9992 万円余りに激増している。

18 年度の納付金を前提とすると、14 年度から 17 年度までの納付金が、前記規定に反し、納入を怠り続けていることは明らかである。

14 年度から 17 年度までの間、その内容に実体を伴わない不明朗な「業務協力費」や

「用地協力費」を売上原価に含め、14年度から18年度では協会の管理費を過大に計上して、納付金の支払いを怠っていることは明らかである。

例えば、18年度の管理費内訳をみると、人件費、会議・通信費、業務委託費などの金額が、社会通念に照らして高すぎるなど、過大ないし架空計上の疑いがある。

18年度決算では、その他にも、会計処理上過大ないし架空計上されており、例えば、未払金が2億1000万円を超える額が計上されているが、駐車場の管理運営でこのような額の未払金が生じることは考えられない。

納付金が最も多い18年度ですらこれだけの問題があるので、14年度から17年度までの期間についても推してしるべしである。

よって、監査委員は、市長に対し、駐車場等の管理ないし目的外使用に関し、協会が大阪市に対する納入を怠った違法な収益を返還させるために必要な措置を講じるよう請求することを求める。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている（平成2年6月5日、平成16年11月25日、平成16年12月7日各最高裁判決ほか）。

しかしながら、請求人は、協会が、本市との管理委託契約等に基づく駐車場管理運営に関して、「費用を超える分の収益の本市への納入を怠っている」などとして、専ら協会の違法行為等については摘示主張するものの、本来主張すべき本市職員等の当該行為等については何ら具体的、明示的に主張しておらず、むしろ、協会による不作為を請求の対象にしていると解されることから、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

なお、監査委員は、請求人が問題とする管理委託等について、平成17年度に市民局人権室所管事務の定期監査等を実施し、結果を公表しているところであり（平成18年5月24日付け報告監18の第16号、平成18年5月26日大阪市監査委員告示第28号）、その中で、「（管理委託について改善を要するものとして、）今後、費用の考え方について整理し、収支について精査のうえ、効率的な運営に努められたい」などの指摘を行い、以後、それらに基づき一定の措置がなされた旨の報告も受け、その内容も公表しているので（平成18年12月15日大阪市監査委員告示第62号ほか）念のため申し添える。